

小議発第108号
平成26年12月25日

宮城県肝臓病校友会代表 大江正義 様
B型肝炎被害対策東北弁護士団団長 鹿又喜治 様
薬害肝炎訴訟東北弁護士団団長 増田 祥 様

小坂町議会議長 小笠原 稔

陳情書の採択について（通知）

かねて貴殿より当町議会に提出されておりました「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情」は、去る12月17日に開催の第8回小坂町議会（定例会）本会議において満場一致により採択され、議会の総意は別紙意見書をもって関係機関に要請いたしましたのでご通知いたします。



陳情第10号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に
関する陳情についての報告書

1. 陳情の要旨

ウイルス性肝炎患者に対する医療費の助成について国に意見書を提出して
いただきたいというものであります。

2. 陳情採択の理由

予防接種での注射器の打ち回しなどによる「国民病」としてのウイルス性
肝炎の特異性から、国の責任において、一般疾病対策の水準にとどまらない
患者支援策が必要であり、現在助成対象となっていない医療費にも広く助成
することは必要なことであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は採択すべきものと
決した次第であります。

少数意見はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出し
ます。

平成26年12月17日

小坂町議会議長 小笠原 稔 殿

総務福祉常任委員長 鹿兒島 巖

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日

衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様

秋田県鹿角郡小坂町議会議長 小笠原 稔